

## しょうゆについての検査方法

制 定 昭和38年1月30日農 林 省告示第 81号  
改 正 平成18年2月28日農林水産省告示第210号  
最終改正 平成30年3月29日農林水産省告示第688号

- 1 検査は、抽出して行う。
- 2 抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、3から6までに定めるところによる。
- 3 第1種検査方法
  - (1) 抽出の割合  
原料及び製造条件が同一と認められる同一品種のしょうゆの1日分の製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に1個を抽出し、その1個から200mlを採取して、試料とする。
  - (2) 検査に係る格付の基準  
試料に係る日本農林規格に基づいて検査を行い、その結果、当該試料が当該日本農林規格に定める合格の標準に適合するときは、その検査荷口のしょうゆを合格に格付する。
- 4 第2種検査方法への移行  
3に定めるところにより検査を行った結果、その検査荷口のしょうゆが連続して5回合格に格付されたときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、5に定めるところによるものとする。
- 5 第2種検査方法
  - (1) 抽出の割合  
4の規定により抽出の割合及び検査に係る格付の基準が5に定めるところによることとなったしょうゆで品種が同一であり、30日間に製造されたものの製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に1個を抽出し、その1個から200mlを採取して試料とする。
  - (2) 検査に係る格付の基準  
3の(2)に同じ。
- 6 第1種検査方法への移行  
5に定めるところにより検査を行った結果、合格に格付されない検査荷口があったときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、3に定めるところによるものとする。

最終改正の改正文（平成30年3月29日農林水産省告示第688号）抄  
平成30年4月1日から施行する